

豊能町地域包括支援センター運営方針

令和7年3月19日

1 趣旨

豊能町（以下「町」という。）では、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名の通知「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日付け、老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号）に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務を推進するにあたっての方向性等を明確に示すことにより、センター業務の円滑かつ効果的な事業の実施、並びにセンターの適切で公正かつ中立な運営に資することを目的として、「豊能町地域包括支援センター運営方針」（以下「運営方針」という。）を定める。

2 設置目的

町は、高齢者が住み慣れた地域で安心していつまでも過ごすことができるよう、地域において高齢者の生活を支える「医療」・「介護」・「予防」・「住まい」・「生活支援」の各サービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、推進する。

センターは、この地域包括ケアシステムを有効に機能させるために、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職種を配置したうえで、それらがチームとして連携・協力し、その専門知識や技能を相互に活かしながら、地域でのサービスや住民活動を結びつけ、個別サービスのコーディネートを行うなど、高齢者の生活を支援していく地域の中核機関として設置するものである。

3 町の役割と責務

町は、センターの設置に関する責任主体であり、センターの設置者として、その運営や活動に対する点検や評価を適切に行うとともに、センターの設置目的を踏まえ、その活動が円滑に行えるように人員体制の確保や運営体制の構築をはじめとした環境の整備に努

めるなど、積極的に関与しなければならない。なお、町は、センターの運営にあたり、当該運営方針に基づく適切かつ正確な事業実施が可能と認める事業者に運営を委託することができるが、この場合であっても当該責務は同様である。

また、町は、地域で抱えている課題や高齢者施策などについて、センターと認識を共有することにより、互いに協働して地域包括ケアシステムを構築することができる体制を整備しなければならない。

4 地域包括支援センター運営協議会の役割と責務

町は、センターの運営を地域の関係者で協議し、承認及び点検や評価を行うために、豊能町附属機関に関する条例（平成25年豊能町条例第3号）に基づく豊能町地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

運営協議会は、センターの運営に関する意思決定や評価などに適切に関与することで、町におけるセンターの公正かつ中立な運営を確保する役割を担わなければならない。

5 センター運営上の基本的な方針

センターは、町の高齢者福祉を担う公益性を有する機関として、運営形態にかかわらず、公正かつ中立性の高い事業運営を行わなければならない。

また、センターの運営にあたっては、要する経費が介護保険料や公費によって賄われていることを常に念頭において業務にあたらなければならない。

以上のことを踏まえ、町におけるセンターの運営に関し、次に掲げる項目を基本的なセンターの運営に関する方針として定める。

(1) 地域包括ケアの推進

センターは、豊能町介護保険事業計画に規定している地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う機関として、町と協働して、事業の推進にあたることとする。

また、将来的な地域共生社会の実現に向け、複合的な課題を抱える個人や家族に対し、総合的に支援ができるように、個人だけではなく、その世帯全体をとおして見えてくる課題を把握し、その解決のために必要な関係機関との連携に努めるものとする。

(2) 地域のニーズに応じた業務の遂行

センターは、地域の高齢者に対する介護・福祉サービスの提供体制を支える中心的な

機関として、地域でのサービス提供主体や住民による活動を結びつけ、高齢者が介護・福祉のサービスを受けるためのコーディネートを行うなど、地域での生活を支援するために、個人や地域の実情を踏まえたうえで、適切かつ柔軟な事業運営を行うものとする。

また、地域の住民や関係団体、介護サービスの利用者や事業者等の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むものとする。

(3) 専門職によるチームアプローチ

センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員及び介護支援専門員等は、センターの運営方針を十分に理解し、それぞれの専門性を十分に発揮して、互いに連携・協働しながら、高齢者の事情や思いを十分に把握したうえでケースの支援方法等の検討・協議を行い、個別に抱えている課題の解決に取り組まなければならない。また、そこから見えてくる地域が抱えている課題の解決やそのための活動の推進に努めるものとする。

(4) 行政や関係機関との連携

センターは、高齢者の総合相談窓口として、関係機関と情報共有し、また、連携をはかりつつ個別の事案に適切に対処していかななければならない。また、センターは、その活動の中で把握した高齢者支援に関する地域が抱えている課題について、連絡会議を行うなどの方法により関係機関と認識を共有するものとする。

(5) 公正性・中立性の確保

センターは、その活動を通じて高齢者に提供される介護サービスが特定のサービス事業者に正当な理由なく偏ることがないように、常に公正性・中立性を維持するということを念頭において日々の活動にあたるとともに、介護サービス事業所や居宅介護支援事業所を紹介した経緯について適切に記録し、必要に応じて状況を公表できる体制を構築するものとする。

(6) 運営の点検と評価

センターは、取り組んでいる事業の質について常に自己評価を行うとともに、事業の質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

また、センターの運営に関する透明化を図るために、運営状況や評価結果等について積極的に公表しなければならない。

6 センターの具体的業務と実施方針

(1) センターの運営に関する事項

ア 事業計画の策定

センターは、当該運営方針を踏まえたうえで、地域での活動を円滑に進めていくために、町と協議して年間の事業計画を作成し、公表する。

イ 個人情報の保護

(ア) 守秘義務とプライバシーの確保

センターは、その業務遂行にあたり、非常に多くの個人情報を取り扱うこととなるため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び豊能町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年豊能町条例第3号)の規定にのっとり、特に次に掲げる事項に留意し、業務を進める。

- ① 事業実施にあたり、担当者が互いに情報共有し、その活用を図ることは欠かすことができない事項であるということに鑑み、あらかじめ本人から個人情報をその目的の範囲内での利用をする旨の了解を得ておくこと。
- ② 個人情報の取り扱いに関しては、関係法令を遵守するとともに、厳正に取り扱うこととし、その個人情報の保護に遺漏のないように十分に注意し、業務にあたること。
- ③ 高齢者の総合相談窓口として、利用者が安心して相談できるように可能な限りプライバシーが確保できる場所を設定し、本人や家族等のプライバシーを守るための配慮をすること。

(イ) 情報管理の徹底

センターは、取り扱う個人情報を守るために、システム運用などの情報管理の徹底を図る。

ウ 利用者満足の上

(ア) 相談対応

利用者が安心して相談できるよう、親切かつ丁寧な対応を心がける。

(イ) 苦情への対応

苦情を受けた場合は、その内容及び対応等を記録し、センター内及び必要に応じて町に相談・報告するなど迅速かつ適切に対応する。

(ウ) 夜間・休日における対応

センターは、緊急時の対応等の場合を想定し、夜間や休日など運営時間外においても、職員に対して速やかに連絡が取れる体制を整備する。

また、高齢者虐待の事案に際しては速やかに町へ連絡し、対応に向けた協議を行う。

(エ) 住民への情報提供

センターの活動内容や利用方法・アクセス等を積極的に周知する。

エ 関係機関との連携

センターは、質の高い業務の遂行のために、町及び町が設置する在宅介護支援センター、その他関係機関との連携・協力を努めるとともに、町が実施する認知症伴走型相談事業、高齢者等見守りサポート事業等の在宅高齢者支援事業について情報収集し、相談業務において活用する。

また、センターの運営に関する自己評価や業務の取組み結果について運営協議会に報告し、連携しながら業務の改善に努める。

オ 組織及び運営体制

(ア) センターの人員配置及び人材育成

センターの職員は、豊能町地域包括支援センター人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年豊能町条例第6号）に基づき、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3つの専門職（以下、「3職種」という。）の配置を最低条件とし、ほかに、指定介護予防支援事業所として介護予防ケアマネジメント等の業務を遂行するための介護支援専門員を3職種とは別に追加で配置し、必要に応じて事務職等の職種も併せて配置する。なお、3職種の配置について、それぞれの職種の配置ができないやむを得ない事情がある場合は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に規定するそれぞれの職種に準ずる者の配置を、町と協議のうえ、認めるものとする。

また、組織としてセンターが円滑に機能するように、管理者を必ず配置するものとする。

センターの運営の質の向上のためには、職員の専門性のスキルアップを図ることが重要であることから、外部研修の機会などを積極的に活用するなど、センターに

おける人材の育成に取り組む。

(イ) リスク対応

センターの運営にあたり、苦情及び事故発生時、ヒヤリハット、個人情報管理等に関する対処のマニュアル等を作成し、職員間で共有する。

(2) 総合相談支援業務

ア 総合相談

センターは、地域包括ケアシステムにおける支援の入り口として、高齢者や介護する家族等からの生活や介護に関する悩み、心配事などの相談を受けるとともに、適切な機関や介護保険、総合事業などの制度につなぎ、必要に応じて継続的に支援を行う。

イ 地域で包括的に支援を行うためのネットワークの構築

センターは、高齢者ができる限り、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、関係機関や地域住民等との連携を図り、福祉、保健医療、介護、生活支援、介護予防等の各種サービスや取組みについて多職種が連携する形で提供できるように支援のネットワークを構築する。

ウ ニーズ把握とその解決

センターは、必要に応じて個別訪問を実施するなどの方法で情報収集を行い、支援の必要な高齢者やその世帯の状況の把握に努める。

また、高齢者の自立支援のために個別のニーズの把握に取り組むとともに、地域におけるサービス等の提供のネットワークを支える中核的な機関として、地域の実情を把握し、抱えている課題の解決に関係機関とともに積極的に取り組む。

(3) 権利擁護業務

センターは、高齢者が地域で権利を侵されることなく尊厳のある生活を送ることができるよう、町と協働して以下の事業に取り組む。

ア 高齢者虐待の防止・対応

センターは、地域のネットワーク等を積極的に活用することで、高齢者に対する虐待の未然防止及び早期発見に努める。

また、高齢者虐待への対応にあたり、町と情報の共有及び役割の分担をした上で、当該被害高齢者の安否の確認やその他の事実確認を最優先に行う。その後、収集し

た事実関係を元に、町と緊急度の判断について協議し、必要に応じて養護者も含めて継続的な支援を実施する。

イ 困難事例への対応

センターは、支援拒否や地域で生活するにあたり複合的な課題を抱えている高齢者などの困難事例を把握した場合は、まずは、3職種が連携して適切な対応を検討するとともに、必要に応じて、困難事例の地域ケア会議等を活用し、関係機関と連携して支援に取り組む。

ウ 老人福祉施設等への措置の支援

センターは、高齢者を虐待等から保護する必要がある場合や地域での生活に困難を抱えており、老人福祉施設や介護保険施設などへの措置が必要と考えられる場合、町と協力して速やかに当該高齢者の安全な生活の確保ために必要な支援を行う。

エ 成年後見制度の活用

センターは、高齢者が安心して尊厳ある生活を送ることができるように、当該高齢者に成年後見制度の利用が必要と考えられる場合は、関係機関と連携し、その申し立て手続き等の支援を行う。また、成年後見制度の積極的な利用の促進にも併せて取り組む。

オ 消費者被害の防止

センターは、高齢者の詐欺被害等の未然防止のため、関係機関との情報共有のネットワークを構築するとともに、高齢者やその支援者に対し、必要な助言等を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ネットワークを構築し、活用を図る。

ウ 介護支援専門員への個別指導・相談

地域の介護支援専門員の日常的な業務の実施に関し、個別の相談窓口を設け、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。

エ 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行う。

オ 地域ケア会議の推進

センターは、高齢者の介護予防や地域での生活支援の観点から、町と連携して、多職種協働により個別事例について検討する地域ケア会議を実施し、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行う。また、当該会議で検討した個別事例についてはその後の変化等をモニタリングできる仕組みも併せて構築する。

(5) 介護予防ケアマネジメント業務

センターは、総合相談など多様なチャンネルを活用して、高齢者の介護・福祉サービスの利用や支援に対するニーズの早期発見に努めるとともに、要支援1及び2の者、もしくは総合事業の事業対象者に対し、介護予防サービスのケアプランの作成などを行う。

また、ケアプランの作成にあたっては、地域の多様な社会資源を対象者のニーズに応じて活用し、対象者の自立支援の視点を重視して、活動や参加の目標をケアプランに明確に位置づける。

なお、ケアプランの作成については、指定居宅介護支援事業所に作成を委託することができる。ただし、その場合においても、委託先任せにするのではなく、センターは公益的、かつ、高齢者のケアマネジメントを中心的に担う機関であるという認識のもと、特に公正性と中立性を確保しなければならないという点に留意して取り組まなければならない。

(6) その他事業

上記の(1)から(5)に記載しているセンターの基幹的な事業のほか、地域包括ケアシステムの確立のために必要な次に掲げる事業についても、町や関係機関と連携し、センター

としてその役割を担う。

ア 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制を構築するため、関係機関等との連携を推進する事業

イ 生活支援体制整備事業

地域の支え合いの体制づくりを推進する生活支援コーディネーターと連携し、地域における多様な主体による様々な生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備・推進する事業

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

認知症高齢者やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進する事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症高齢者やその家族を支えるため、相談業務を実施し、「認知症地域支援推進員」を配置して関係機関と連携を図りながら支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業。

(ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住民や関係機関等が認知症高齢者等やその家族を地域で支え、見守る体制を構築するために、認知症に対する正しい知識の普及等を行う認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

エ 一般介護予防事業

高齢者がいつまでも地域において健康で元気な生活を送ることができるように、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチのほか、住民主体の通いの場など人と人とのつながりを通じた地域づくりを推進する事業。